

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

「多様な主体による総合事業（サービス・活動 A 等）  
実施の手引き」及び「都道府県プラットフォーム  
構築の手引き」について

計 8 枚（本紙を除く）

Vol.1387

令和 7 年 6 月 3 日

厚 生 労 働 省 老 健 局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3986）  
FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡  
令和 7 年 6 月 3 日

各都道府県介護保険担当主管部（局）  
各市区町村介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

「多様な主体による総合事業（サービス・活動 A 等）実施の手引き」及び  
「都道府県プラットフォーム構築の手引き」について（周知）

平素より厚生労働行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

高齢者の地域での生活は、医療・介護のみならず、地域住民や産業との関わりの中で成立するものであり、商業・交通・教育・農業・地域づくり等、高齢者の日常と深く関わる多様な分野の多様な主体の参画による「選択肢の拡大」が重要です。「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」（令和 5 年 12 月）においても、「地域の多様な主体が自己の活動の一環として総合事業に取り組みやすくなるための方策の拡充」として、

- ・ 市町村は、地域の多様な主体が、自己の本来的な活動と総合事業とを一体として採算性・運営の継続性等を確保することのできる事業をデザインするなど戦略的な対応
- ・ 民間企業などの地域の多様な主体は、市町村単位などの行政区画を意識して事業を展開しているケースは少なく、市町村やこうした多様な主体をつなげるためのキーパーソンとなる生活支援コーディネーター等との接点も少ない。このため、国や都道府県に生活支援体制整備事業のプラットフォームを構築し、総合事業と民間企業などの地域の多様な主体との接続を促進すること

が必要であるとされているところです。

このことを踏まえ、令和 6 年度老人保健健康増進等事業「高齢者の地域での日常生活における「選択肢」の拡大に関する調査研究事業」及び「地域の多様な主体が介護予防・日常生活支援総合事業に参画しやすくなる枠組みの構築に資する調査研究事業」（いずれも実施主体は株式会社日本総合研究所）において、「多様な主体による総合事業（サービス・活動 A 等）実施の手引き」及び「都道府県プラットフォーム構築の手引き」が作成され、下記のとおり株式会社日本総合研究所の web サイトにおいて公表されたところです。

各都道府県及び市区町村におかれましては、地域の実情を踏まえた多様な主体の参画による総合事業の充実や生活支援体制の構築にあたり、これらの手引きをご活用いただきながら、庁内の各分野の所管部署や地域の多様な主体と連携の上で取組を進めていただきますようお願いいたします。

## 記

### ○株式会社日本総合研究所 web サイト

[https://www.jri.co.jp/service/special/content11/corner113/R6\\_rouken/](https://www.jri.co.jp/service/special/content11/corner113/R6_rouken/)

- ・ 高齢者の地域での日常生活における「選択肢」の拡大に関する調査研究事業  
⇒「高齢者の地域での日常生活における「選択肢」の拡大のための多様な主体による総合事業実施の手引き」 ※別添 1 参照

([https://www.jri.co.jp/file/column/opinion/pdf/2504\\_mhlwkrouken\\_report\\_63\\_2.pdf](https://www.jri.co.jp/file/column/opinion/pdf/2504_mhlwkrouken_report_63_2.pdf))

※ 上記手引きのほか、同事業の報告書には労働者協同組合や農村型地域運営組織（農村 RMO）、社会福祉法人の事例も掲載されています。

- ・ 地域の多様な主体が介護予防・日常生活支援総合事業に参画しやすくなる枠組みの構築に資する調査研究事業  
⇒「高齢者の生活支援を地域の多様な主体の共創により進める都道府県プラットフォーム構築の手引き」 ※別添 2 参照

([https://www.jri.co.jp/file/column/opinion/pdf/2504\\_mhlwkrouken\\_report\\_64\\_2.pdf](https://www.jri.co.jp/file/column/opinion/pdf/2504_mhlwkrouken_report_64_2.pdf))

#### （参考 1）

上記 web サイトには、同事業で作成した好事例の紹介動画や、多様な分野の委員によるパネルディスカッション動画についても掲載されていますので、ぜひご覧ください。

#### （参考 2）

市町村において地域住民と地域の多様な主体との連携の推進をはかる観点から、令和 6 年度より「住民参画・官民連携推進事業」が実施可能となっています。 ※別添 3 参照

#### （参考 3）

都道府県プラットフォームの構築にあたっては、地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の活用が可能となっています。

また、国（厚生労働省）において、多様な分野の全国規模の関係団体等が地域づくりのプレイヤーとして集い、交流することで、高齢者を支える生活支援の取組を共創していく基盤である全国版のプラットフォーム（生活支援共創プラットフォーム）の構築も進めています。現在、第 1 回オンラインシンポジウム動画を配信しておりますので、以下 URL からご参照ください。 ※別添 4 参照

[https://www.jmar.co.jp/topics/2025/0501\\_000562.html](https://www.jmar.co.jp/topics/2025/0501_000562.html)

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
地域づくり推進室 地域包括ケア推進係  
電 話：03-5253-1111（内線 3986）